



北海道

北海道環境教育等行動計画

～環境をまもり育てる人づくり・協働取組のために～

平成26年3月

(令和4年一部修正)

目 次

【はじめに】	1
--------	---

【第1章 計画の基本的事項】

1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の目指す方向	3
①一人ひとりが学び、考え、行動する	4
②環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる	5
③本道における環境問題の特性を踏まえる	5
④体験を重視する	6
⑤ライフステージに応じる	6
⑥地域社会全体が協働して取り組む	6
⑦いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ	7

【第2章 本道の現状と課題】

1 各主体別の現状と課題	8
(1) 個人	8
(2) 学校等	8
(3) 事業者	9
(4) 地域団体・市民活動団体等	9
(5) 市町村	10
(6) 道	10
2 各施策別の現状と課題	11
(1) 人材の育成・効果的な活用	11
(2) 機会の提供・環境配慮行動の意識付け	12
(3) 拠点機能の整備	13
(4) 協働取組の推進	14
(5) 情報の提供	15
(6) 調査研究	15

【第3章 計画の推進】

1 各主体に期待される役割	16
(1) 個人に期待される役割	16
(2) 学校等に期待される役割	17

(3) 事業者に期待される役割	17
(4) 地域団体・市民活動団体等に期待される役割	18
(5) 市町村に期待される役割	18
(6) 道の役割	18
2 各主体の連携・協働	19
3 計画の推進施策	20
(1) 人材の育成・効果的な活用	20
(2) 機会の提供・環境配慮行動の意識付け	20
(3) 拠点機能の整備	21
(4) 協働取組の推進	23
(5) 情報の提供	24
(6) 調査研究	24

【第4章 計画の進行管理】

1 推進体制	25
2 点検	25

【資料編】

資料1 環境教育等の取組事例	資1
資料2 関連用語解説（*の用語・50音順）	資17
資料3 指標一覧	資25
資料4 計画策定までの経過	資26

はじめに

北海道は、周囲を豊かな海に囲まれ、世界自然遺産である知床をはじめ、大雪山や日高山脈に代表される変化に富んだ山々や広大な天然の森林があり、ヒグマやタンチョウなど多様な野生生物が生息し、夏の冷涼さや冬の積雪など四季の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれています。また、自然と人との共生のあり方や自然災害と環境のつながりなどを学べる場も多く残されています。

このような様々な自然環境は、本道の発展を支える源であるとともに、私たちの生活にうるおいや安らぎなどを与えてくれる貴重な財産となっています。

しかし、私たちは今、地球温暖化*や生物多様性*の危機など多くの環境問題に直面しており、本道も例外ではありません。

こうした問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が、ライフスタイルを環境に配慮したものに転換するなど、家庭、学校、職場、地域等の中で取り組まなくてはなりません。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、人と人とのつながりや地域と人とのつながり、ボランティア活動などによる社会貢献が強く意識されるようになりました。

環境教育や環境保全活動等の推進に当たっては、こうした幅広く多岐にわたる取組が継続されるような仕組みづくりが求められています。

同時に、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠であり、一人ひとりの「行動」に結びつけていくための環境教育が必要です。

北海道の豊かな環境を守り育て、将来に引き継いでいくため、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道づくりに向けて、道民、事業者、民間団体、行政等の各主体が連携を図りながら環境保全の取組を進めるとともに、その基盤となる「人づくり」の推進に取り組めます。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

道では、環境教育や環境保全の意欲の増進を図るため、平成17年12月に「北海道環境教育基本方針」を策定し、環境教育等の推進に取り組んできました。

一方、国においては、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働が重要になっていること、国連の「持続可能な開発のための教育の10年（ESD）*」の動きや学校における環境教育の関心が高まっていることなどを踏まえ、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的な人材づくりを進めるため、平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律*」（以下「環境教育等促進法」という。）を制定しました（完全施行は平成24年10月1日）。また、平成24年6月には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針*」（以下「国の基本方針」という。）を閣議決定し、環境保全活動等の推進についての基本的な事項や施策を示しました。

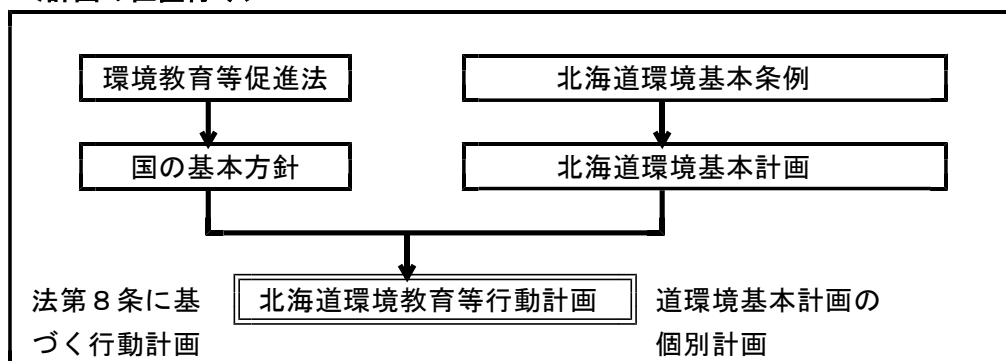
また、顕在化する環境問題に対し、持続可能な社会の形成に向けて、道民の環境保全意識の高まりや、市民活動団体*や事業者等による環境保全活動の広がりなどが見られます。

このような状況を踏まえ、道では、本道における環境教育等を一層推進し、道民、民間団体等や道が協力しながら、道民一人ひとりの具体的な行動を促していくため、「北海道環境教育基本方針」の見直しを行い、「北海道環境教育等行動計画」として新たに定めることとしました。

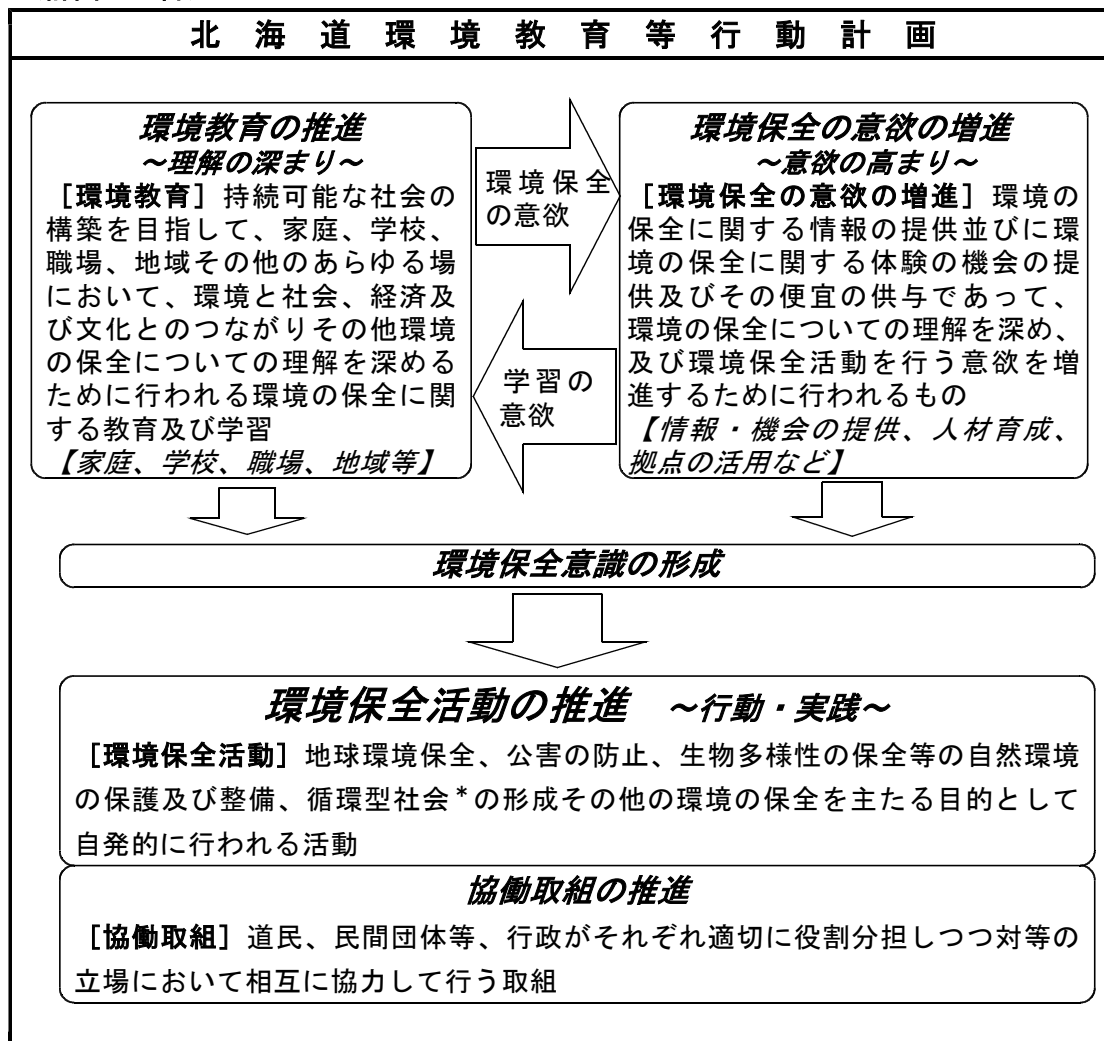
2 計画の位置付け

本計画は、「環境教育等促進法」第8条に基づく行動計画として、また、「北海道環境基本条例*」第21条及び同条例に基づく「北海道環境基本計画*」の共通施策である「環境に配慮する人づくりの推進」をより総合的・体系的に進めるための個別計画として位置付けられるものであり、本計画により本道の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進を図っていくこととします。

<計画の位置付け>



<計画の主旨>



3 計画の期間

「環境に配慮する人づくり」には、継続的な取組が必要であることから、計画の期間は平成26年度からの概ね10年間とし、計画の内容については、中間年等で必要に応じ見直すこととします。

4 計画の目指す方向

<目指す方向>

道民一人ひとりが参加し協力しながら
持続可能な社会を築いていくため
環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めます

北海道環境基本計画にあるとおり、「持続可能な社会の構築」を実現するためには、社会の仕組みを変えていくための環境に配慮する人づくりが極めて重要です。

「国の基本方針」においては、環境保全を推進していくために求められる人間像を示しており、こうした人材は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組によって育成されていく必要があります。また、道では、「地球を守る心」「もったいない心」「自然と共生する心」の「3つの心」を道民の環境に優しい行動の心構えとしています。

これらを踏まえ、「道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める」ことを本計画の目指す方向とします。

また、計画の推進における共通の基礎的要素として、次の7つの視点により環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進を図ります。

【参考】 <国の基本方針における人間像>

- 知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- 知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- 他者と議論し、合意形成することのできる人間
- 「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- 他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- 理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていける人間
- 既存概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

<推進にあたっての7つの視点>

- ①一人ひとりが学び、考え、行動する
- ②環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる
- ③本道における環境問題の特性を踏まえる
- ④体験を重視する
- ⑤ライフステージに応じる
- ⑥地域社会全体が協働して取り組む
- ⑦いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ

① 一人ひとりが学び、考え、行動する

持続可能な社会を築くためには、社会を構成する一人ひとりが、日常生活における行動が環境に負荷を与えていることを理解し、省エネや3R*（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、生物多様性の保全など環境に配慮したライフスタイルへ転換していくことが必要であり、問題解決能力や行動力を身につけるための環境教育に、自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

② 環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる

環境教育においては、「人間と環境とのかかわりに関するもの」と「人間と人間とのかかわりに関するもの」の両方を学ぶことが大切であり、私たちの日常の消費生活や事業活動等は健全な環境があって初めて実現するものです。

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌などの物質等と多様な生物の営みとが相互に影響しあい、微妙なバランスを保ちあうことで成り立っています。私たちは、こうした環境からもたらされる食料や水、気候の安定など様々な恵みによって支えられていると同時に、環境を破壊する側にも被害を受ける側にもなりうることや、過去から現在に到るまでの環境の変化、社会経済の仕組み、生活や文化について総合的に理解する必要があります。

また、先人たちの暮らしから学ぶべきことも多く、自然とのかかわりの中で育まれてきたアイヌの人たちの豊かな生活の知恵や自然とのつきあい方を学ぶことも大切です。

このようなことから、環境問題を一面的ではなく、それらの要素を相互に関連づけながら、その背景や原因などを多面的にとらえるとともに、科学的知識等に基づき客観的かつ公平な態度でとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが大切です。

③ 本道における環境問題の特性を踏まえる

本道全体や地域の環境問題の特性を踏まえた環境教育を進めることが重要であり、それによって一人ひとりが環境問題を身近なものとして考えることにつながり、本道、全国、さらには地球の環境問題の解決に自ら貢献しようとする人づくりにつながります。

本道の環境問題の特性を踏まえる上では、例えば、野生生物の適正な保護管理や生物多様性の保全への理解、ごみ排出量の削減やリサイクルの促進、エネルギーの使い方や地球温暖化の問題など、一人ひとりが本道の課題などについて、学び考えることも必要です。

【参考】 < 本道における環境問題の特性の例 >

- エゾシカなど野生動物の生息域と、人間の住んでいる場所が重なっていることにより様々な問題が発生しています。また、アライグマやセイヨウオオマルハナバチが野生化するなど、環境適応能力や繁殖力が高い外来種による本道の生態系への影響が懸念されています。
- 道民一人1日当たりのごみ排出量（ごみ総排出量÷人口）は減少傾向にありますが、全国平均と比較すると約3%多くなっています。また、一般廃棄物のリサイクル率は約24%と年々増加しており、全国平均を上回っています。（平成23年度）
- 本道は、一人当たりのエネルギー消費量が減少してきているものの、道民一人当たりの二酸化炭素排出量をみると全国平均の約1.1倍（平成22年度）となっており、全国と比較して、民生（家庭）部門と運輸部門からの排出割合が高く、これは冬季の暖房やトラック、自家用車などによる移動距離の長さなどが影響しています。このような状況から、エネルギー利用の効率化と豊かな資源を有する本道の長をいかした再生可能エネルギー*の導入を進める必要があります。また、全国の約4分の1の面積を占める森林や、湿地・草原などは、二酸化炭素の吸収・固定、生物多様性の保全や自然災害の防止といった様々な機能を持つことから、本道における、これらの自然生態系の適切な保全が大切です。

④ 体験を重視する

環境教育は、単なる知識の習得だけではなく、一人ひとりが自ら体験し、感じ、理解するというプロセスを踏むことにより、知識や理解を行動に結びつけることができるため、自然体験、社会体験、生活体験など実体験を重視することが大切です。

特に、子どもにとっては、今住んでいる地域の気候風土や自然環境の中での“驚き”や“感動”などの「五感で感じる素晴らしさ」が、一生における環境に対する価値観の形成に大きく影響すると考えられます。また、本道には、ジオパーク*等に見られるような、自然と人との共生のあり方や環境の変化、自然災害と環境のつながりなどを実物で学べる自然も多く残されており、それらと触れ合うことも大切です。

なお、家庭での食事や学校給食などを通じて食の重要性や食べ物大切さを理解し、自然の恩恵に感謝しながら望ましい食習慣を身につける「食育」や、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」なども、体験的な環境教育として大切です。

⑤ ライフステージに応じる

環境教育は、幼児期から生涯にわたって継続的に行われることが必要であることから、生涯学習の重要な分野として位置付けるとともに、一人ひとりが年齢やライフステージに応じて環境教育に取り組むことが大切です。

幼児期は、生活や遊びの中で、身近な事象や動植物に対する驚きや感動の体験を通して自然や動植物に親しみ、それらへの興味・関心から、いのちを大切に作る心を育てることなどが大切です。

就学期は、各就学段階に応じて、自然体験や社会体験を通して豊かな心を育て自然に対する親しみや畏敬の念を深めるとともに、環境問題について総合的に考え、問題解決のために積極的に行動する態度を身につけることが大切です。

青年・成人期以降は、事業活動や日常生活における環境に関する理解を深めるとともに、その時々々の環境の問題等を継続して学び、社会生活における環境問題の解決に主体的にかかわり、環境保全活動を実践したり、次世代に対する環境教育を担う役割を果たすことが大切です。

⑥ 地域社会全体が協働して取り組む

環境教育や環境保全活動は、一人ひとりの日々の暮らしに深いかかわりがあり、地域の自然、さらには自然がもたらす災害などとつながりがあることから、地域社会全体が協働して取り組むことが効果的です。

個人、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、行政等それぞれが実践する環境教育等の取組がつながり、連携することによって、地域に根ざした取組となることから、各主体が適切な役割分担のもとで、パートナーシップづくりを進める必要があります。

⑦ いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ

私たち人間は、この地球上のいのちある生物などで構成される生態系の中で、一つの生物種として、他の生物とともに生きていることを学ぶ必要があります。

いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちあるものは相互にかかわり合い支え合う存在であることを感じ理解することが、いのちを尊ぶ心を育むことにつながり、社会全体で一つひとつのいのちを大切にすることにつながります。

また、生態系は、大気・水・土壌などの非生物と生物の両方の要素で成り立っており、両者が適切にバランスのとれた状態でなければ生物のいのちは維持できないことを学ぶことも大切です。

第2章 本道の現状と課題

1 各主体別の現状と課題

(1) 個人

【現状】

平成24年に実施した道民意識調査*によると、日常生活において、環境に配慮した行動を実践した人の割合は53%であり、北海道洞爺湖サミットが開催され道民の環境への関心が高まった時期である平成20年と比較すると14ポイント低下していますが、平成18年との比較では9ポイント増加しています。

また、環境教育については、「大切である(54%)」、「大切と思うが身近なものではない(25%)」と、約8割の人が環境教育の大切さを認識していますが、町内会や学校、自治体等での環境を保全するための実践的な活動に参加したことがある人は、約4割(38%)にとどまっています。

【課題】

環境保全に関する普及啓発の充実を図るとともに、環境保全活動を実践する機会や情報の提供を一層推進し、環境に配慮した行動や環境保全活動の実践者を増やしていく必要があります。

また、次代を担う子どもたちに、家庭での日常生活を通じた環境教育を促進することも必要です。

(2) 学校等

【現状】

幼稚園及び保育所では、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」等に基づき、遊びや体験などを通じた様々な環境教育が行われています。

また、小・中・高・特別支援学校では、「学習指導要領」に基づき、子どもたちが環境を大切にする気持ちを持つとともに、環境問題を自ら考え、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した行動が実践できるようにするため、子どもたちの発達段階に応じ、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて環境教育に取り組んでいます。

【課題】

学校等においては、環境に配慮した行動が習慣となるようにするため、教科や総合的な学習の時間等において、生命や自然の大切さや省資源・省エネルギーなどの取組を学び、実践する指導の充実が求められています。

また、環境教育に関する全体的な計画等を作成し、異学年、異校種間の連携及び地域社会等との連携などに配慮しながら、教育活動全体を通じて、それぞれの地域・学校にあった取組を進める必要があります。

環境教育をより効果的に行うため、外部指導者・専門家の活用、環境教育プログラム、自然体験活動、教職員に対する環境教育に関する研修などの一層の充実も必要です。

(3) 事業者

【現状】

近年、事業者においては、自らの事業活動が環境に負荷を与えているという認識に立ち、積極的に環境保全に取り組むことが自社の社会的な評価を高めることにつながるという考えが浸透しつつあり、道内での環境管理システム*取得事業所数は、年々増加しています。

環境負荷の低減を目指す国際規格である環境マネジメントシステム*「ISO14001*」のほか、中小企業などの環境への取組を推進するための環境マネジメントシステムとして環境省が策定した「エコアクション21*」や、一般社団法人北海道商工会議所連合会が中心となって策定した「北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)*」などの認証・登録制度があり、平成24年度末現在、ISO14001は410事業所、エコアクション21は135事業所、HESは109事業所が認証を取得しています。

また、道では、環境保全に貢献している事業所等の取組を評価する「北海道グリーン・ビズ認定制度*」を平成20年度から運用しており、「創意あふれる取組部門」や「先進的な取組部門」において、これまで延べ35事業所が認定されているほか、平成24年度末現在1,349事業所が「優良な取組」部門に登録されています。

【課題】

環境マネジメントシステムを取り入れている事業者においては、職場研修として環境教育が行われていますが、現状では、このような積極的な取組を行う事業者は限られているため、多くの事業者によって取り組まれることが必要です。

事業者は、社会的責任や社会貢献、環境に配慮した取組の推進に伴う経費削減や生産性向上など、環境と経済が共に向上して環境保全と経済発展を高い水準で達成することを目指す、環境と経済の両立といった観点から、環境に配慮した取組や地域における環境保全の取組に積極的にかかわっていくことが求められています。

<本道における環境管理システム認証取得事業所数>

区 分	年 度							
	H12	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
ISO14001	91	454	458	449	435	427	415	410
エコアクション21	-	32	44	62	72	111	136	135
HES	-	14	22	36	53	79	89	109
合 計	91	500	524	547	560	617	640	654

(4) 地域団体・市民活動団体等

【現状】

近年、一人ひとりの自発的な意志による活動が活発化し、地域では、市民が主体となって、自発的・継続的に清掃活動や花壇整備、資源回収などの社会貢献活動を行う団体(町内会・自治会、PTA、子ども会、老人クラブなど)や非営利組織である市民活動団体が組織されており、特にNPO法人*は、新しい公共の担い手として期待されています。

第2章 本道の現状と課題

活動分野として環境保全を掲げているNPO法人の認証数は、平成17年度148団体から平成24年度499団体へと増加しており、市民活動における環境への取組が広がっています。

また、多くの団体が環境保全活動に取り組んでおり、公益財団法人北海道環境財団*（以下「北海道環境財団」という。）の「環境保全団体情報データベース」に掲載されている団体は平成24年度末現在383団体となっていることから、その広がりがうかがえます。

【課題】

市民活動団体等では、子どもから大人まで幅広い層を対象にした自然体験型の環境教育プログラムの企画・実施や指導者の育成などが行われ、その活動内容も充実してきていますが、このような活動のさらなる広がりが必要です。また、地域団体やNPO法人等が継続的に取組を行うためには、担い手の育成と活動を行う場の広がりが求められています。また、環境保全活動や環境教育等の取組を体系的に推進するためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下に連携・協働することが必要です。

＜本道における「特定非営利活動促進法」に基づく認証団体(NPO法人)数の推移＞

区 分	年 度							
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
認 証 団 体 数	1,011	1,259	1,401	1,485	1,590	1,647	1,778	1,944
活動分野に「環境保全」 を掲げている団体	148	189	213	230	249	269	298	499

(5) 市町村

【現状】

市町村では、公民館や児童館、生涯学習センターなどの社会教育施設等における環境教育や広報誌等による環境情報の提供、地域の環境保全活動の支援などの取組を推進しています。

【課題】

住民にとって最も身近な行政機関である市町村は、住民ニーズの把握や地域に根ざした環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進を図ることが期待されており、社会教育施設等における環境教育の充実や環境情報の積極的な発信、地域の環境保全活動の支援、各主体間の連携・協働の支援などの取組の一層の推進が必要です。

また、環境教育等の全体的な行動計画を策定し、環境保全活動や環境教育を体系的・計画的に実施していくことが求められています。

(6) 道

【現状】

道内の各地域に環境分野の専門家を派遣する「北海道地域環境学習講座（eco-アカデミア）*」を実施するとともに、環境教育等の拠点として位置付けている「北海道環境の

村*」や「北海道環境サポートセンター*」などを活用して、環境教育指導者の育成や環境教育の機会の提供、各種環境情報の収集や提供等を行っています。

また、環境教育プログラム集や環境教育読本等を作成し、幼稚園や小・中学校等に配布するとともに、小中学生向けの環境教育プログラムである「キッズISO14000プログラム*」を企業等の支援を受け実施しており、平成18年から平成24年の7年間で約8,500人の小中学生が参加しています。

さらに、道民、事業者、行政等で構成する「環境道民会議*」と連携して、季節に応じたテーマを設定して環境行動の実践を呼びかける「環境行動キャンペーン*」の展開、環境問題について理解を深めるセミナーや情報交換会等を実施し、環境保全活動の取組を推進しています。

【課題】

環境教育の場や指導者が地域の環境学習会や環境保全活動等で活用されるよう、情報提供の一層の充実や各主体の様々な照会・相談に対応する体制整備が必要です。

また、環境教育の機会を提供するに当たっては、道民のニーズを的確に把握することも必要です。

さらに、環境教育を効果的に実施するため、環境教育に関係する様々な部局間における連携が必要です。

2 各施策別の現状と課題

(1) 人材の育成・効果的な活用

【現状】

環境教育や環境保全活動の推進には、環境問題や環境保全に関する正しい知識を持ち、客観的かつ公平な態度でとらえるとともに、様々な問題や解決の方法を的確に相手に伝え、それを理解につなげることができる高い能力を持つ人材が欠かせません。

そのため、道では、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムを実施する、人材育成ワークショップや環境教育セミナー等を開催するとともに、人と自然の橋渡し役となる自然解説員の育成を行っているほか、自然体験活動や自然環境、安全管理等についての指導者の養成、木育を普及するスペシャリストである「木育マイスター*」の育成、誰もが安全に安心してアウトドア活動を楽しめるよう「北海道アウトドア資格制度*」の運営を行っています。

また、小・中・高等学校等の教職員に対しては、体験型環境教育プログラムの実習などの研修講座を開催するとともに、みどりづくり等に関する講師を教職員研修へ派遣しています。

国では、小・中学校の教職員及び地域で環境教育や環境保全活動等に携わる人を対象とした人材育成のための研修や、環境保全に関する専門的知識、指導や協働取組を行う能力を有する人材の育成や認定する事業等を登録する事業が行われています。

【課題】

このような事業等により育成又は認定された人材等が、学校や地域において積極的に活用されることが大切ですが、必ずしも有効に活用されていない状況にあるため、今後は、環境について学んだり取組を行おうとする人が指導者を探しやすくなるような情報

発信など、地域における環境教育の場でより有効に活用されるようにすることが必要です。

また、専門的技術・知識のスキルアップや学んだ成果を地域で有効に活用できるような事業の充実や活動機会を増やす取組が必要です。

(2) 機会の提供・環境配慮行動の意識付け

ア 機会の提供

【現状】

道では、道内各地域における環境教育・環境保全活動の機会を提供するため、各振興局が市町村や地域の環境保全団体等と連携して環境に関する学習会やイベントなどを実施するほか、地域の住民団体等が開催する環境学習講座への専門家の派遣、地球温暖化に関するセミナー講師やアドバイザーの派遣、道内企業の協力を受けた「キッズISO14000プログラム」、環境の村事業における親子キャンプなどを実施しています。

また、国の環境教育の取組である、「全国水生生物調査*」「こどもホタレンジャー*」「子ども農山漁村交流プロジェクト*」「『子どもの水辺』再発見プロジェクト*」など、様々な取組への参加促進等を行っています。

【課題】

環境教育の推進に当たっては、参加者の理解度や能力に応じた取組を進めるための仕組みや機会の場の提供が重要であり、さらに多くの道民が気軽に学習でき、また、知識の習得だけではなく体験型の学習についても身近な場で行えるような仕組みや機会を一層充実させることが必要です。

また、国が実施している体験型学習である「全国水生生物調査」や「子ども農山漁村交流プロジェクト」などへの道民の参加についても、引き続き促進が必要です。

これらへの参加を促すためには、環境について学んだり取組を行おうとする人に対し、ライフステージに応じた情報提供の手段を工夫するとともに、情報内容の充実を図ることも必要です。

イ 環境教育プログラム等の活用

【現状】

道では、子どもたちが環境について気軽に学べるよう、環境教育プログラム集を作成し、幼稚園や小学校などに配布しています。

市民活動団体等の取組としては、子どもから大人まで幅広い層を対象にした体験型の環境教育プログラムの企画・実施が行われています。

【課題】

環境教育の実施に当たっては、具体的な実践方法等を取りまとめたプログラムを活用することが効果的ですが、どのように取り組むべきか分からないという人が少なくありません。

このため、これから環境教育に取り組もうとしている人が最初の一步を踏み出しやすくするよう、身近な場（家庭・学校・職場・地域）で誰もが気軽に実施できるプログラムを引き続き整備・提供し、普及することが必要です。

ウ 表彰等

【現状】

道では、北海道社会貢献賞や知事感謝状などにおいて、環境保全活動等の推進に功績のあった個人又は団体を表彰し、環境保全活動の一層の活発化を促しています。

また、事業所が環境負荷の低減を目指す北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）などの環境マネジメントシステムの導入を促進するとともに、環境保全に貢献している事業所等を評価する「北海道グリーン・ビズ認定制度」を設けています。

【課題】

各表彰制度の周知、環境マネジメントシステムや北海道グリーン・ビズ認定制度の一層の普及が必要です。

（3）拠点機能の整備

ア 北海道環境サポートセンター

【現状】

北海道環境財団により、全道における自主的な環境実践活動の支援などのため、「北海道環境サポートセンター」が開設されており、環境情報の提供や環境保全活動への支援、各主体間のパートナーシップ形成などの拠点として、各種環境情報の収集・提供のほか、環境に関する相談・照会等への対応、環境保全活動団体等への活動支援などの取組を実施しています。

【課題】

道内の環境教育や環境保全活動等の拠点としての機能や各主体間のコーディネートなどを行う中間支援機能の充実が必要です。

イ 北海道環境の村

【現状】

道では、環境教育に係る機会やプログラムの提供、人材育成のため、平成15年4月に「北海道環境の村基本計画*」を策定し、道民の森にある環境の村ゾーン（当別町）を参加・体験型の環境教育拠点として位置付け、多様な生活体験プログラムの実施や環境教育指導者育成セミナー、ワークショップ等の事業を実施しています。

【課題】

多くの道民への参加機会やプログラムの提供となるよう、事業の一層の周知が必要です。

ウ 既存施設の活用と連携

【現状】

環境教育を効果的に進めるためには、既存の施設を最大限に活用することが重要であることから、市町村、教育委員会及び各施設等と連携し、学校や、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設、野幌森林公園自然ふれあい交流館、道民の森（森林学習センター）、北海道立総合研究機構などの施設における環境教育情報を共有するなどして、その活用や連携の仕組みづくりに努めています。

また、これらの施設をはじめ、国立・道立などの自然公園、道立広域公園や河川に整備された水辺の楽校*などの環境教育関連施設等が様々な体験活動で利用されるよう情報提供に努めています。

【課題】

各施設の活動内容等を道民により広く周知することや様々な環境の課題に対応した活動プログラムの充実、各施設間の連携強化が必要です。

エ 体験の機会の場の認定

【現状】

優れた自然が残されている土地等では、所有者による展示施設や山林の提供といった取組から、自然観察会やエコツアーリズム*等自然体験の場として活用されており、工場等の施設では、ものづくりやサービス提供の現場の見学受け入れなど、事業の経験に基づく環境教育が行われています。

一方、子どもの保護者や学校等は、自然体験活動に伴う安全性への関心が高く、自然体験活動の推進にあたっては安全確保に関する信頼性が求められています。

こうしたことから、道では、環境教育等促進法第20条に基づき、安全管理体制の整備、危険箇所の表示や事前講習の実施など、安全対策が講じられることなどを認定要件として、土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の「体験の機会の場」を知事が認定する制度を平成24年10月に創設しました。

【課題】

「体験の機会の場」の認定制度が創設されて間もないことから、制度の幅広い周知が必要です。

(4) 協働取組の推進

【現状】

環境保全活動や環境教育は、家庭、学校、事業所、地域などの様々な場において、個人、学校、事業者、市民団体等の各主体が、それぞれに行っている状況がみられます。

これらの取組を地域で継続したものとしていくためには、それぞれの「場」、「主体」、「活動・施策」をつなぐことが重要であり、各主体の意見やニーズを的確に把握し、必要な情報の提供や、各主体間の調整を積極的に行う中間支援組織*や先進的NPO法人が活動しています。

道では、平成15年3月に「北海道協働推進基本指針*」を策定し、協働取組の推進に努めるとともに、北海道総合計画*を踏まえ、民間企業等と道との間で連携・協力に関する協定を締結して、複数の政策分野にわたり事業を実施する包括連携協定や、民間企業等からの提案に基づき一つの分野について事業化を行うタイアップ事業など、企業やNPO法人をはじめとした民間との協働の取組を実施しています（環境関連では、木育・新エネ・省エネイベントの開催、水環境の保全や地球温暖化防止活動に関する寄付金を活用した事業などを実施）。

道と民間との協働の取組に係る平成23年度の実績は549事業となっており、その内環境関連は251事業（約46%）となっています。

【課題】

分野横断的な環境保全活動や環境教育の取組を体系的に推進するためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップの下に、各主体の持つ能力、資源、資金等をいかして連携・協働することが必要です。道においては、環境部局と教育部局の連携をはじめとする関連部局間の連携を図るとともに、各主体と情報交換等を行いつつ、その活動や取組をつなげ、各主体の自発性を尊重した協働取組の推進が必要です。

また、異なる考え方を持つ各主体の間で相互理解を深め、ネットワークを形成していくに当たっては、主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割を担う調整役（コーディネーター）の存在が重要となります。また、各主体から問題意識や意欲を引き出し、それらの内容を明らかにすることを助け、自発的な行動につなげていく役割を担う促進役（ファシリテーター）も重要であることから、こうした人材の育成等の促進が必要です。

さらに、協働取組推進のための協定制度や、各主体間の調整等の支援事業を行う中間支援団体*を国が指定する「環境教育等支援団体の指定制度*」の周知等も必要です。

（5）情報の提供

【現状】

近年のインターネットの普及に伴い、ウェブサイトを活用した様々な情報が提供されており、情報を受け取る側は、これらの様々な情報を正しく理解し、活用することが求められています。道では、道や北海道環境財団のホームページ、メールマガジン等を活用し、環境保全活動等の開催情報、近年の環境白書や環境関連の法令・計画、環境調査・観測結果のデータ、環境教育に関する啓発物など、環境に関する情報を広く道民に提供しています。

【課題】

地域における環境保全活動や環境教育を一層促進するため、身近なところにある環境保全活動の場や機会、人材等の情報を、参加意欲のある人や事業者等に効果的に提供することが必要です。

（6）調査研究

【現状】

道では、環境に関する道民の意識やニーズ、国、他都府県等や海外における環境教育の取組状況等について調査・研究を行っています。

また、学校における環境教育に関する効果的な指導方法について研究を行っています。

【課題】

環境教育を向上させるため、調査・研究の一層の充実とともに、道、道民、民間団体や大学・研究機関等が相互に連携し、環境教育等に関する先進事例や科学的知見を蓄積、共有することが必要です。

第3章 計画の推進

1 各主体に期待される役割

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっては、社会を構成する個人、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、行政等といった各主体に期待される役割を、それぞれの主体が自主的・積極的に担うことが重要です。

(1) 個人に期待される役割

私たち道民一人ひとりが自発的な意志によって環境問題に関心を持ち、積極的な情報収集に努め、考え、理解し、行動することが重要です。

家庭で

家庭は、人を育てる原点であることから、「人づくり」を進めていく上で、重要な役割を担っています。

家庭では、家族の間で食事、買い物、遊び、住まい、役割分担等を通じて、環境に配慮した暮らしの知恵を伝えることができることから、家庭の中で環境教育を行うことは効果的であり重要です。

日常生活の中で、子どもから大人まで一人ひとりが、ものを大切にする心を持ち、環境に配慮した、商品・サービスの選択とその使い方やごみの排出、交通、省エネなどのライフスタイルについて学び、出来る限り環境へ負荷をかけない生活習慣を身につけることが大切です。

また、子どもに自然の中で動植物や自然とふれあう楽しさやすばらしさを感じさせることで、豊かな感性を育て、生命や環境を大切にする心を育むことも大切です。

家庭における環境教育では、大人が職場等における環境教育で学んだことを家庭での取組につなげ、暮らしの中で実践することが期待されます。一方、子どもが学校などで学んできた新しい知識や取組について、大人は耳を傾け、そこから学ぶこともまた大切です。

このように、家庭においては環境問題について話し合い、大人と子どもがお互いに尊重しながら学び合うことが重要です。

学校や職場で

学校では、環境に関する知識の習得のみならず、環境に配慮した行動が「習慣」となるよう、日々の学校生活において実践することが重要です。

職場では、環境に配慮した行動を実践するほか、事業活動による環境負荷の低減に努めるため、その環境負荷の状況を認識するとともに、各職業分野における環境保全に役立つ専門知識や技術を身につけることが必要です。

地域社会で

地域社会は、様々な人々との交流や身近な自然とのふれあいを通して豊かな体験が得られる場であるため、地域等で開催される環境保全活動や学習会などに積極的に参加することや、他の団体等が行う取組に協力することが大切です。

(2) 学校等に期待される役割

学校等は、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、効果的な環境教育が期待でき、また、集団活動を通して、環境問題の解決に必要な「人とかかわる力」を養うことができることから、環境教育における学校等の役割は重要です。

平成18年に改正された教育基本法においては、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定され、改訂された保育所保育指針や学習指導要領等においては、各教科等で体験活動や観察・実験などの学習活動を充実させることが求められています。

また、総合的な学習の時間においては、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、児童生徒の興味・関心等に基づく学習などを行うこととなっており、自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動など体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を児童生徒の実態に応じて展開する必要があります。その際、学校外の専門家や地域で環境に関する活動を実践しているリーダーの参加を得て行うことが有効です。

このようなことを踏まえ、各学校においては、異学年や異校種間の連携、地域住民や環境保全活動等を行う市民活動団体、事業者等との連携に配慮しながら、地域や学校等の実態に応じて環境教育に関する全体計画等を作成し、教育活動全体を通じて進めることも大切です。

また、学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めていくことが求められます。

大学においては、環境教育の担い手を養成するとともに、地域特性をいかした環境教育に関する研究成果を地域へ還元することが求められます。

これら学校等においては、環境に関する知識の習得のみならず、環境に配慮した行動が習慣として実行できるよう、日々の学校生活において、省資源・省エネルギー、3Rなどに積極的に取り組むなどして、日常生活の中で実践する力を身につけさせることが大切です。

(3) 事業者等に期待される役割

職場は、個々の従業員の意識形成に影響を与える場であり、社会人への環境教育を行う上で有効な場であることから、事業者の役割は重要です。

このため、事業者にあっては、従業員への計画的な研修などにより環境保全に関する知識・技能を高めるために環境教育を行うことや、環境マネジメントシステムの導入に取り組むなど、事業活動に伴う環境負荷の低減を図ることが求められます。

また、CSR（企業の社会的責任）*や環境と経済の両立を図る環境経営の重要性を認

識し、地域社会の一員として清掃・美化活動・植樹等の環境保全活動を率先して行うほか、地域団体等が行う活動に参加・協力することや、自らの施設を環境教育の場として開放するなどの取組が期待されます。

さらに、自らの事業活動が環境に及ぼす影響について、積極的に情報を地域に提供することが大切です。

(4) 地域団体・市民活動団体等に期待される役割

地域は、環境保全に向けた取組を進めていく上での具体的な行動の場となります。

地域社会には、年齢、職業、価値観などが異なる様々な人が生活していますが、同じ地域で生活を共にすることから、環境についての共通認識を持ち、協働しやすい状況にあります。

地域では、町内会・自治会、PTA、子ども会、老人クラブなどの団体や、市民活動団体等が組織されており、これらの団体による地域に密着した地道な環境保全活動の実践が期待されます。

また、学校や事業所、他の団体等が行う取組に協力することや、自らが取り組んでいる活動内容等を地域社会へ発信することなどにより、他の主体と連携し、ネットワークを広げながら活動することが重要です。

特にNPO法人等は、各主体間の連携に積極的にかかわることが大切であり、各主体による様々な取組を効果的につなぐため、地域の複数の主体の活動のコーディネーターなど、専門性をいかしたネットワーク機能を発揮することが期待されます。

(5) 市町村に期待される役割

市町村は、住民にとって最も身近な行政機関であり、住民のニーズを機敏に把握することができることから、地域に根ざした環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進を図ることが重要です。

環境保全に関する住民の気運を醸成するために住民に環境情報を分かりやすく伝えるとともに、地域で行われている環境保全活動等に関する情報を積極的に提供することが必要です。

また、住民のニーズを踏まえ、地域における環境保全活動等に対する協力や支援、身近な場における環境講座や学習会などの充実を図ることが重要です。公民館や児童館、生涯学習センターなど、地域の社会教育施設等の積極的な活用を図りながら、コーディネーターとしての役割を果たすなど、各主体間の連携・協働を支援することが必要です。

さらに、環境教育等の全体的な行動計画を策定し、様々な環境保全活動や環境教育を体系的・計画的に実施していくことが求められます。

(6) 道の役割

道は、広域的な視点に立ち、国や市町村等と連携しながら環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進を図る責務があります。

環境教育等の推進のためには、指導者の育成・活用、プログラム等の整備、情報や機会の提供を行い、また、広域的な視点を持ったコーディネーターとして、様々な場や主

体がそれぞれ行っている活動・取組をつなぐといった役割を果たすよう努めます。

また、道内各地で取り組まれている、環境保全活動による地域おこし、積雪寒冷な気候をいかした雪氷冷熱や森林・農産物などの多様なバイオマス*、地熱、風力、太陽光などの再生可能エネルギーの導入、各地域の自然的条件を踏まえた防災計画の策定や防災教育などは、環境教育と強く結びつくものです。このような様々な分野に係る施策と適切に関連づけることで環境教育を効果的、総合的に推進することが可能になることから、環境部局と教育部局のみならず、関連する様々な部局間における連携を図ります。

2 各主体の連携・協働

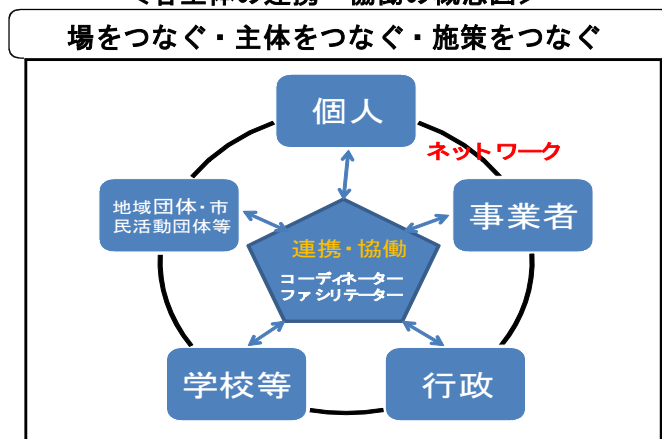
環境保全活動や環境教育の取組を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、個人、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、行政等の各主体が相互に連携・協働して取り組むことが重要であり、協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）とも言える財産となるものであり、社会経済の発展や地域づくりなどの土台ともなる重要なものです。

協働取組を推進するに当たって、各主体は、市民社会の構成員として担っている役割に応じて協力し合いながら、社会経済を支えるパートナーとして対等な立場にあるという精神に基づき、お互いの立場を尊重し、連携・協働することが必要です。行政は環境部局と教育部局の連携をはじめとする関連部局間の連携を図るとともに、各主体と情報交換等を行いつつその活動や取組をつなげ、地域の環境教育の充実に向けて支援することが重要です。

また、環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的などは主体ごとに異なることがあり、効果的な協働取組は、それらを相互に理解し、尊重することが前提となるため、参加主体同士が対話を重ねて、認識や目的を共有していくことが必要であり、コーディネーターやファシリテーターの存在も重要です。

さらに、協働取組の参加主体同士のコミュニケーションを円滑化し、相互理解と信頼醸成を図るためには、行政を含めた各参加主体が、それぞれが有する情報を共有することが重要です。環境教育等促進法で新設された協定制度や協働取組の届出制度を活用することも有効です。また、行政が行う協働取組等の政策を効果的に実施するためには、政策の実施段階のみならず、計画段階から多様な主体が参加する機会を設けることも重要です。

<各主体の連携・協働の概念図>



3 計画の推進施策

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進を図るため、道として次の施策に取り組みます。

(1) 人材の育成・効果的な活用

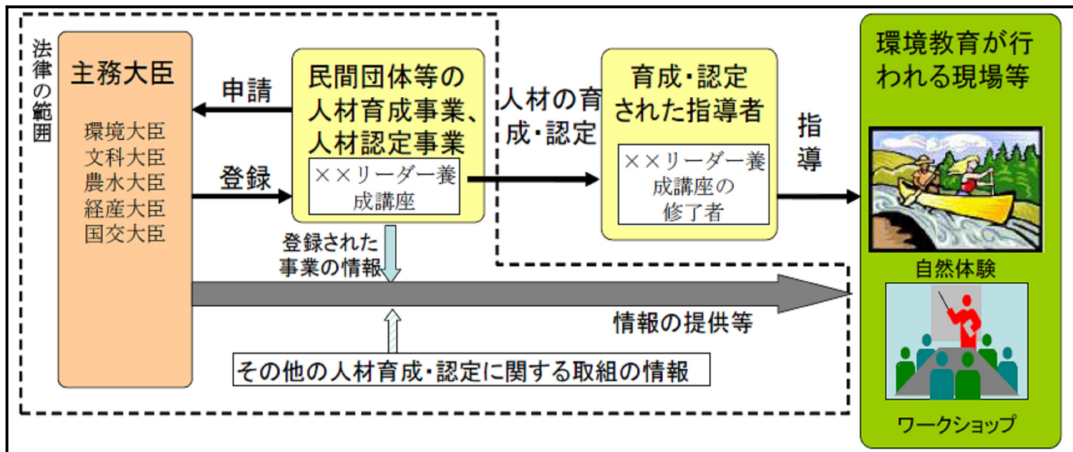
環境教育や環境保全活動等の推進において重要な役割を担う指導者や教職員の育成や資質の向上に努めるとともに、指導者を地域の環境学習会等に派遣するなど、地域や学校での取組を支援します。

また、国の人材認定等事業により登録された人材等が、地域や学校において積極的に活用されるよう情報提供を行うとともに、道内における指導者の育成と活用を促進します。

【推進施策】

- 自然解説員、森林学習等指導者、青少年の体験活動に関する指導者などの環境教育指導者の育成と活用を促進します。
- 地球温暖化防止活動推進員やeco-アカデミアなどの制度を活用し、地域の住民団体等が開催する環境学習会等に講師を派遣します。
- 教職員に対し、環境教育に関する研修等を行います。
- 国の人材認定等事業登録制度*等を積極的に周知し、道内における指導者の育成と活用を促進します。

<人材認定等事業登録制度（環境省資料より）>



(2) 機会の提供・環境配慮行動の意識付け

ア 機会の提供

多くの道民が気軽に環境について学習でき、また、知識の習得だけではなく体験型の学習についても身近な場で行えるような機会の充実に努めるほか、地域における自主的な活動の支援に努めます。

また、学校においては、異学年、異校種間の連携及び地域社会等との連携などに配慮しながら教育活動全体を通じて環境教育を促進します。

【推進施策】

- 地域の自然的社会的特性をいかした環境学習会や自然観察会など、関係機関や団体等と連携した環境教育の機会を提供します。
- 学校をはじめとした様々な生活の場における省エネルギー等の実践により、環境配慮行動の意識付けを促進します。

イ 環境教育プログラム等の活用

身近な場で活用できる環境教育プログラム等を作成・普及するとともに、市民活動団体などが作成したプログラム等も活用し、環境教育等の効果的な推進に努めます。

【推進施策】

- エコキッズアクションプログラム*や環境の村実践マニュアルなど、家庭、幼稚園・保育所、学校、事業所等で環境保全の取組へのきっかけづくりとして活用できる、環境教育プログラム等を作成・普及します。

ウ 表彰等

北海道社会貢献賞、知事感謝状、ゼロ・エミ大賞*などにより環境保全活動等の推進に功績のあった個人又は団体を表彰します。

また、環境マネジメントシステムの導入を促進するとともに、「北海道グリーン・ビジネス認定制度」により環境保全に貢献している事業所等を認定・登録します。

【推進施策】

- 環境保全活動等の推進に功績のあった個人又は団体を表彰します。
- 環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 北海道グリーン・ビジネス認定制度を適切に運用します。

(3) 拠点機能の整備

ア 北海道環境サポートセンター

環境教育等に関する活動の拠点として、環境セミナーの開催、団体・施設のデータベース化による公表、相談業務、市民活動団体相互のコーディネートなど、専門知識をいかした連携・協働の支援や情報の収集・提供を一層効果的に進めます。

【推進施策】

- 環境教育の機会や環境情報の提供など、本道の環境に関する活動の拠点としての効果的な取組に努めます。
- 市民活動団体や企業とのネットワークづくりや市町村、学校等との連携・協働の推進及び各主体間のコーディネートなど、中間支援組織としての機能の充実に努めます。
- 環境教育指導者やコーディネーター等の育成に努めます。

イ 北海道環境の村

エコセミナー、人材育成セミナー等の開催や親子を対象とした体験型環境教育プログラムの実施、環境の村における取組や環境教育の先進事例の発信などの事業を実施する

とともに内容の充実を図ります。

【推進施策】

- 環境への負荷が少ないライフスタイルの学習会等を開催します。
- 自然と人との共生の学習会等を開催します。
- 地域で活動する指導者・リーダーの育成に努めます。
- 世代交流・国際交流を通じた多面的な学習に努めます。
- 多くの主体とのパートナーシップによる運営に努めます。
- 環境に配慮した取組や新たな提案の発信に努めます。

ウ 既存施設の活用と連携

道立青少年教育施設、野幌森林公園自然ふれあい交流館、エコスクール（環境を考慮した学校施設）、北海道立総合研究機構などの施設や国立・国定・道立自然公園、道立広域公園、道民の森や河川に整備された水辺の楽校などにおける環境教育情報の共有や活動プログラムの充実などにより、その活用や連携の仕組みづくりに努めます。

【推進施策】

- 既存施設等の活用と連携を促進します。

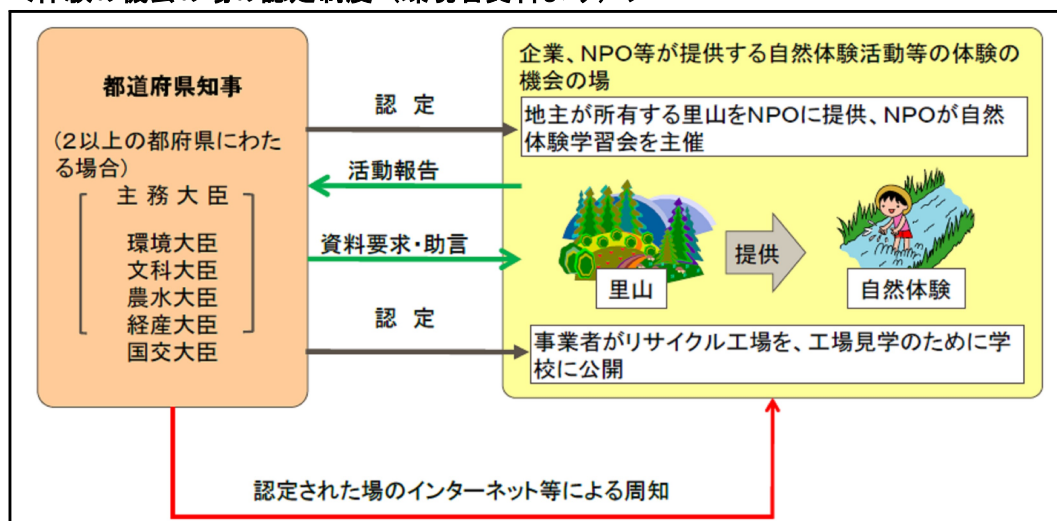
エ 体験の機会の場の認定

誰もが安全に体験活動を行える場として、「体験の機会の場」の認定制度が道内において活用されるよう、道のホームページ等を通じ周知に努めます。

【推進施策】

- 安全管理体制や事業計画等による適切な認定、制度及び認定された場の周知に努めます。

<体験の機会の場の認定制度（環境省資料より）>



* 認定民間団体等は、認定を受けた土地又は建物を認定体験の機会の場である旨の表示をすることができます。

(4) 協働取組の推進

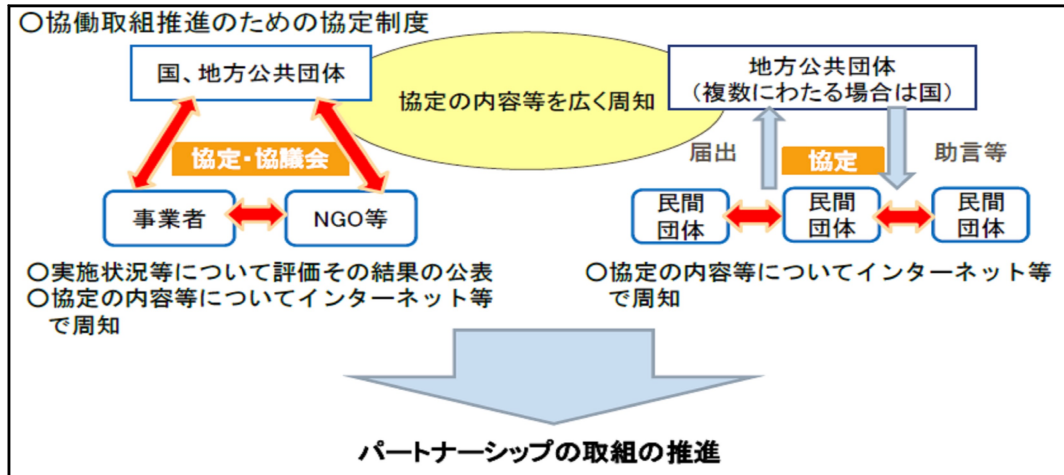
道民、民間団体、事業者等との間で協働取組を効果的に行うために、各主体との情報交換等を行いながら、役割分担を明らかにし、各主体の自発性を尊重した協働取組を推進します。

さらに、環境教育等促進法で新設された協定制度や協働取組の届出制度を活用した各主体の連携促進に努めるとともに、中間支援団体による各主体への的確な支援のため新設された、国の環境教育等支援団体の指定制度の周知に努めます。

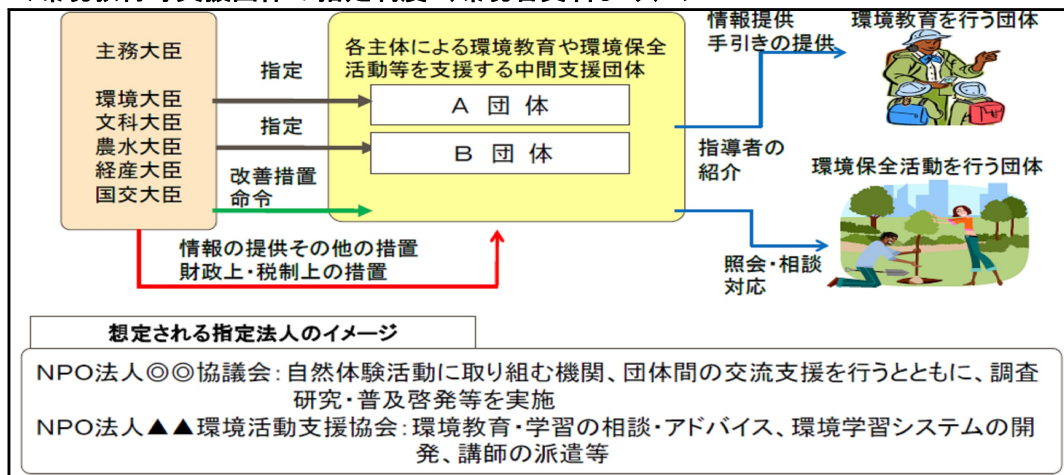
【推進施策】

- 道民、民間団体、事業者等の各主体との情報交換等を行います。
- 環境道民会議の枠組み等を活用した協働取組の促進に努めます。
- 市民活動団体や企業とのネットワークづくりや市町村、学校等との連携・協働の推進及び各主体間のコーディネートなど、中間支援組織としての機能の充実に努めます。(北海道環境サポートセンター)
- コーディネーターや環境教育指導者の育成に努めます。(北海道環境サポートセンター)
- 協働取組推進のための協定制度や環境教育等支援団体指定制度の周知に努めます。

<協働取組の協定制度（環境省資料より）>



<環境教育等支援団体の指定制度（環境省資料より）>



(5) 情報の提供

環境問題への取組を進める上では、各主体や主体間で必要な情報を共有することが不可欠であり、効果的な環境情報の提供を充実します。

【推進施策】

- 道や北海道環境財団のホームページ・メールマガジン等を活用し、環境に関する情報の提供を充実します。
- 環境に関する教材、人材、施設などの情報を提供します。
- 幼稚園・保育所、学校及び事業者等に対し、環境に関する市民活動団体や地域の環境教育指導者等の情報を提供します。
- 道民に対し、地域の環境保全活動や環境学習会などに関する情報を提供します。
- 環境教育等に関する相談機能の充実を図ります。

(6) 調査研究

環境教育の実施状況、内容や方法について調査研究を行い、環境教育の向上に努めます。

【推進施策】

- 環境に関する道民の意識やニーズを調査し、施策に反映するよう努めます。
- 国、他都府県、道内市町村や海外における環境教育の状況を調査・研究し、情報を蓄積・共有するとともに、施策に反映するよう努めます。
- 学校における環境教育の効果的な指導方法に関する講座を展開します。(道立教育研究所・附属理科教育センター)

第4章 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、個人、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、行政等の各主体がそれぞれの役割を担いながら、環境保全の意識を持って主体的に行動していくことが何より重要であることから、道のホームページ等を活用し、広く本計画を普及します。

1 推進体制

本計画を効果的に推進するため、「北海道環境政策推進会議*」において庁内各部や教育庁との連携を図り、様々な分野にわたる環境教育関連施策を総合的・体系的に展開します。

また、本計画の作成に関する協議及び本計画の実施に係る連絡調整を行うために設置した、道、道教委、教育関係者、道民、民間団体等、学識経験者からなる「北海道環境教育等推進懇談会」の構成メンバー等が相互に協力し、本計画を円滑・効果的に進めていくための情報交換や方策の検討等を行いながら、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めます。

2 点検

環境教育や環境保全活動等の取組の推進状況を把握するため、次の指標を設定するとともに、第3章に掲載している計画の推進施策をはじめ、道の関連施策の実施状況、市町村や民間における環境保全活動、協働取組、環境教育の取組事例等を取りまとめ、北海道環境教育等推進懇談会における協議を踏まえ、本計画の推進状況を毎年度点検し、それらの結果を北海道環境白書*等により公表します。なお、点検結果を踏まえ、必要に応じ、推進施策などの見直しを行います。

- 環境配慮活動実践者の割合（日常生活において環境に配慮した行動を行う個人の割合）
 - ・現 状 平成24年度 53%
 - ・目標値 平成29年度 70%以上
- 環境管理システムの認証取得事業所数（ISO14001、エコアクション21、HESの認証を取得している事業所数）
 - ・現 状 平成24年度 654事業所
 - ・目標値 平成29年度 780事業所
- 環境教育に取り組んでいる学校の割合（学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、環境教育に取り組んでいる学校の割合）
 - ・現 状 平成24年度 小学校48.1% 中学校41.1%
 - ・目標値 平成29年度 100%

資 料 編
(資料 1 ～ 資料 5)